



## 台湾と日本との間の

### 特許審査ハイウェイ試行プログラムのご案内

2012年4月11日付の特許手続分野における相互協力のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の覚書（以下、「**日台特許審査ハイウェイ覚書**」）と略称する）によりますと、台湾經濟部智慧財産局（TIPO）と日本国特許庁（JPO）との間のPPH試行プログラム（以下、「**台日PPH試行プログラム**」）は2012年5月1日から2年間行われます。

試行期間の後に本格実施をするかどうかまたどのように行うかを決定するために本試行プログラムの結果を評価します。PPHの申請件数が管理可能な水準を超えた場合やその他の理由により、早期にPPH試行プログラムを終了することがあります。

当該PPH試行プログラムは、第1庁（OFF）であるJPOにおいて特許可能と判断された請求項がある場合、出願人からの申請により簡単な手続きで第2庁であるTIPOにおいてPPHに基づいた加速審査を受けることができます。

**PPH施行プログラムに基づくTIPOへの加速審査を申請する場合**、出願人は、必要事項を記入した「TIPO-JPOのPPH試行プログラムに基づく加速審査申請」の申請様式に関連書類を添付して提出して、TIPOにPPHに基づく加速審査の申請をしなければなりません。PPHに基づく加速審査の申請要件は第2項に記載されています。関連書類（第3項）及びTIPOにおけるPPH試行プログラムに基づく加速審査の手続きは第4項に記載されています。PPH申請様式はTIPOのウェブサイト（<http://www.tipo.gov.tw/pph>）で入手できます。

加速審査の申請要件やその他の手続きの詳細は、別紙添付の「**台日PPH試行プログラム**」をご参照ください。



以上のとおり、簡略に要点のみをご参考までご説明いたしましたが、お気づき点、ご質問となります点、ご要望などございましたら、お気軽に弊所の何 ([lewis@lewisdavis.com.tw](mailto:lewis@lewisdavis.com.tw)) までお問い合わせください。

Lewis & Davis